

# 奈良市屋外広告物条例 第3種特別許可地域

## 一般基準

| 項目                                       | 基準  | 解説 No.                                |         |                 |                 |       |        |
|--|---|---------------------------------------|---------|-----------------|-----------------|-------|--------|
| 美観上の基準                                   | ・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること   | ①-1                                   |         |                 |                 |       |        |
|  | ・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とするなどにより、建築物と一体化を図ること             | ①-2                                   |         |                 |                 |       |        |
|  | ・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと                                | ①-3                                   |         |                 |                 |       |        |
|  | ・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと | ①-4                                   |         |                 |                 |       |        |
|  | ・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと  | ①-5                                   |         |                 |                 |       |        |
|  | ・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと   | ①-7                                   |         |                 |                 |       |        |
|  | ・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下                                 | ①-8                                   |         |                 |                 |       |        |
|  | ・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）                   | ①-9                                   |         |                 |                 |       |        |
| 危害防止の基準                                  | ・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと   | ①-11                                  |         |                 |                 |       |        |
|  | ・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること  | ①-12                                  |         |                 |                 |       |        |
|  | ・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること                      | ①-13                                  |         |                 |                 |       |        |
|  | ・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと  | ①-14                                  |         |                 |                 |       |        |
| 色彩の基準                                    | ・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと  | ①-15                                  |         |                 |                 |       |        |
|  | ・次の範囲内の色彩であること  | ①-16                                  |         |                 |                 |       |        |
|  | 地色  |                                       | 色相      | 明度              | 彩度              |       |        |
|  |   |                                       | R系      | 0.0R以上10.0R未満   | 7.0以下           | 8.0以下 |        |
|  |   |                                       | YR系     | 0.0YR以上10.0YR未満 | 7.0以下           | 8.0以下 |        |
|  |   |                                       | Y系      | 0.0Y以上10.0Y未満   | 7.0以下           | 6.0以下 |        |
|  |   |                                       | GY系     | 0.0GY以上10.0GY未満 | 7.0以下           | 4.0以下 |        |
|  |   |                                       | G系      | 0.0G以上10.0G未満   | 7.0以下           | 4.0以下 |        |
|  |   |                                       | BG系     | 0.0BG以上10.0BG未満 | 7.0以下           | 4.0以下 |        |
|  |   |                                       | B系      | 0.0B以上10.0B未満   | 7.0以下           | 4.0以下 |        |
|  |   |                                       | PB系     | 0.0PB以上10.0PB未満 | 7.0以下           | 4.0以下 |        |
|  |   |                                       | P系      | 0.0P以上10.0P未満   | 7.0以下           | 4.0以下 |        |
|  |   |                                       | RP系     | 0.0RP以上10.0RP未満 | 7.0以下           | 6.0以下 |        |
|  |   |                                       | N系（無彩色） | 制限なし            | —               | —     |        |
|  |   |                                       | 文字色等    | R系              | 0.0R以上10.0R未満   | 制限なし  | 12.0以下 |
|  |   |                                       |         | YR系             | 0.0YR以上10.0YR未満 | 制限なし  | 12.0以下 |
|  | Y系  |                                       |         | 0.0Y以上10.0Y未満   | 制限なし            | 8.0以下 |        |
|  | GY系   |                                       |         | 0.0GY以上10.0GY未満 | 制限なし            | 8.0以下 |        |
|  | G系  |                                       |         | 0.0G以上10.0G未満   | 制限なし            | 8.0以下 |        |
|  | BG系   |                                       |         | 0.0BG以上10.0BG未満 | 制限なし            | 8.0以下 |        |
| 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる | (1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下                                    |                                       | ①-17    |                 |                 |       |        |
|  | (2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下  |                                       |         |                 |                 |       |        |
|  | (3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする  |                                       |         |                 |                 |       |        |
|  | 地色  | 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下             |         |                 |                 |       |        |
|  |   | 色相：Y,GY,G,B,PB,P,RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下 |         |                 |                 |       |        |
|  |   | 色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下                |         |                 |                 |       |        |
|  | 文字色等  | 色相：R,YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下             |         |                 |                 |       |        |
|  |   | 色相：Y,RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下             |         |                 |                 |       |        |
|  |   | 色相：GY,G,BG,B,PB,P 明度：制限なし 彩度：10.0以下   |         |                 |                 |       |        |
|  |   |                                       |         |                 |                 |       |        |
| ・配色調和に配慮すること                             | ①-18  |                                       |         |                 |                 |       |        |
| ・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらない          | ①-19  |                                       |         |                 |                 |       |        |
| ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること                   |   |                                       |         |                 |                 |       |        |

## 種類別基準 1/2

| 種類及び項目   | 基準               | 解説 No.   |   |       |
|--|------------------|--|---|-------|
| 屋上広告物  | 高さ               | ・建築物の高さの1/3以下、かつ2m以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下   | ②-1-イ   |       |
|  | 面積・規模等           | ・建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積<br>(1) 建築物の高さが12m未満の場合<br>ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、30㎡以下<br>イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、45㎡以下<br>ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、60㎡以下<br>エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、90㎡以下<br>(2) 建築物の高さが12m以上の場合<br>ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、40㎡以下<br>イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、60㎡以下<br>ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、80㎡以下<br>エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、120㎡以下 | ②-1-ウ   |       |
|  | その他              | ・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと  | ②-1-エ   |       |
| 壁面広告物  | 面積・規模等           | ・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/3以下<br>・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下   | ②-2-ア   |       |
|  | 数量               | ・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下<br>ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下  | ②-2-イ   |       |
|  | その他              | ・突き出し形式は、表示又は設置しないこと   | ②-2-ウ   |       |
|  |                  | ・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと   | ②-2-エ   |       |
|  |                  | ・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること<br>(1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと<br>(2) 次の事項に該当すること<br>ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと<br>イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下<br>ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下<br>エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、うす色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの<br>オ 屋上広告物を表示又は設置していないこと   | ②-2-オ   |       |
| ・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること   | 89ページ            |  |   |       |
| ・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること   | 90ページ            |  |   |       |
| 塀及び垣<br>広告物  | 高さ               | ・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと  | ②-3-ア   |       |
|  | 面積・規模等           | ・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣面の立面積の1/3以下<br>・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下  | ②-3-イ   |       |
|  | 数量               | ・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下<br>ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下  | ②-3-ウ   |       |
|  | その他              | ・古い土塀には掲げないこと  | ②-3-エ   |       |
| 広告塔・<br>広告板  | 広告塔              | 高さ   | ・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下  | ②-4-イ |
|  |                  | 面積・規模等   | ・広告塔ごとの表示面積<br>(1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下<br>・広告塔の各面の表示面積<br>(1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下 | ②-4-ウ |
|  | 広告板              | 高さ   | ・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下  | ②-4-オ |
|  |                  | 面積・規模等   | ・広告板ごとの表示面積<br>(1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下<br>・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下                      | ②-4-カ |
|  | 自立し、移動可能な<br>広告板 | ・自己用広告物に限る<br>・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下  | ②-4-キ   |       |
|  | 公共用ベンチ<br>広告板    | ・表示場所は、背もたれ部分のみであること   | ②-4-ク   |       |
| ・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下<br>・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下<br>・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0 |                  |  |   |       |

# 奈良市屋外広告物条例 第3種特別許可地域

## 種類別基準 2/2

| 種類及び項目     |        | 基準   | 解説 No.  |       |
|------------|--------|--|---|-------|
| 広告塔・広告板    | 共通     | 面積・規模等   | 自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること（整形・均等配置されたものに限る）<br>ただし、1の敷地に1基の設置は認める  | ②-4-ケ |
|            |        | その他  | 鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上<br>ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない<br>(1) 自己用広告物<br>(2) 鉄道の駅構内において表示するもの<br>(3) 市街地において表示するもの | ②-4-サ |
|            | その他    | 信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内）に、自己外広告物を表示又は設置してはならない    | ②-4-シ   |       |
|            |        | 板面は単純な形状であること  | ②-4-ス   |       |
|            |        | 可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること<br>パノラマシミュレーションシステム型広告は、別に定める基準によること                               | 89ページ<br>90ページ  |       |
| 電柱広告物      | 突き出し広告 | 高さ   | 地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上  | ②-5-イ |
|            |        | 面積・規模等   | 縦は1.2m以下、横は0.5m以下   |       |
|            |        | 数量   | 1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下   |       |
|            |        | 色彩   | 表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0  |       |
|            |        | その他  | 同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと<br>車道に出ないように設置すること  |       |
|            | 巻付け広告  | 高さ   | 地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上   | ②-5-ウ |
|            |        | 面積・規模等   | 縦は1.5m以下  |       |
|            |        | 数量   | 1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下  |       |
|            |        | 色彩   | 表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0  |       |
|            |        | その他  | 同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと  |       |
| アーチ広告物     | 高さ     | 地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上   | ②-6-イ   |       |
|            | その他    | アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること<br>下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること      | ②-6-ウ   |       |
| 気球広告物      | 高さ     | 地上からの高さは、45m以下   | ②-7-イ   |       |
|            | 面積・規模等 | 気球は、直径3m以下<br>気球を係留する綱に架設する広告物等は、縦は15m以下、横は1.5m以下  |   |       |
|            | その他    | 高さが25mを超える建築物には掲揚しないこと<br>掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと<br>表示面にネットを用いてあること<br>風速5m以上の時には掲揚しないこと<br>気球に補助綱があること |   | ②-7-ウ |
| 広告幕        | 共通     | 面積・規模等   | 広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下（のぼりの面積を除く）。   | ②-8-ア |
|            |        | その他  | 横断幕は、繁華街においてのみ掲げること<br>懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること   | ②-8-イ |
|            | のぼり    | 面積・規模等   | 県道木津横田線（南部区間）沿道景観形成重点地区では、のぼりの全高は2m以下   | ②-8-ウ |
|            |        | その他  | 県道木津横田線（南部区間）沿道景観形成重点地区では、のぼり相互の間隔は5m以上   | ②-8-エ |
| 立看板        | 面積・規模等 | 立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下<br>脚部の長さは、0.5m以下  | ②-9   |       |
| はり紙<br>はり紙 | はり紙    | 面積・規模等   | はり紙ごとの表示面積は、0.5㎡以下  | ②-10  |
|            | はり紙    | 面積・規模等   | はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満<br>ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない   |       |

※ 各基準は奈良市景観ガイドライン（広告物編）の抜粋です。  
基準の詳細や解説については、奈良市ホームページをご確認ください。

## 第3種特別許可地域

**● 一般基準 【美観上の基準】**

- 道路境界線を越えない
- 写真の面積割合は30%以下
- 点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可
- 余白の面積割合は30%以上
- など

**【色彩の基準】**

- 色彩基準C（→53ページ参照）
- 高彩度色：20%以下、2色以下

**● 種類別基準**

**【気球広告物】**

- 高さ：地上から45m以下
- 縦15m以下、横1.5m以下
- 気球は直径3m以下
- 高さ25m超の建築物は禁止

**【屋上広告物】**

- 高さ：建築物の高さの1/3以下
- 2m以下
- 地上から上端の高さ15m以下
- 面積：建築物の高さ・幅に応じて30㎡～120㎡以下で設定
- 和風建築物の様は禁止
- ペンキ等での直接の表示は禁止

**【壁面広告物（突き出し型）】**

禁止

**【壁面広告物（直付け型）】**

- 面積：合計が壁面の1/3以下
- 広告物ごとに20㎡以下
- 数量：同一壁面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

**【はり紙・はり紙】**

- 面積：広告物ごとにはり紙0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

**【広告塔・広告板】**

- 高さ：広告塔は6m以下
- 広告板は5m以下
- 面積：

|         | 広告物ごと | 各面ごと  |
|---------|-------|-------|
| 広告塔 自己用 | 60㎡以下 | 20㎡以下 |
| 塔 自己外   | 20㎡以下 | 10㎡以下 |
| 広告板 自己用 | 30㎡以下 | —     |
| 板 自己外   | 20㎡以下 | 10㎡以下 |

**【立看板】**

- 自己外広告塔・広告板の合計幅は間口幅の1/3以下、かつ10m以下
- 板面は単純な形状
- 自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下
- 自己外広告物は、信号機のある交差点5m以内は禁止

**【はり紙・はり紙】**

- 面積：広告物ごとにはり紙0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

**【塀及び垣広告物】**

- 高さ：塀及び垣の上端を超えない
- 面積：合計が塀及び垣面の1/3以下
- 広告物ごとに20㎡以下
- 数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面に合計3以下）

**【立看板】**

- 縦1.8m以下、横0.9m以下
- 脚部の長さ0.5m以下

**【広告幕】**

- 横断幕は繁華街のみ
- 面積：1テナントあたり合計12㎡以下（のぼりを除く）
- のぼりの大きさ・数量等：制限なし
- ※県道木津横田線（南部区間）沿道景観形成重点地区では、のぼりは全高2m以下、のぼり間距離5m以上

